

## 22～26 その他

### 統計表を見るに当たって

#### 22 不服審査

この統計表は、平成11年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 23 訴訟事件

この統計表は、平成11年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

#### 24 直接国税犯則事件

この統計表は、平成11年度の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

#### 25 間接国税犯則事件

この統計表は、平成11年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

#### 26 税理士

この統計表は、平成12年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

## 22 不服審査

### (1) 異議申立て

区分	本年度要処理件数				計 ①	みなす審査 請求件数 ②
	前年度未決 繰越件数	本年度に申 立てた件数	処分に係るもの	不作為に係るもの		
	件	件	件	件	件	件
申告所得税	152	332	-	484	-	
源泉所得税	-	13	-	13	-	
法人所得税	23	14	-	37	-	
相続税	8	17	-	25	-	
贈与税	-	3	-	3	-	
消費税	52	87	-	139	-	
有価証券取引税	-	-	-	-	-	
地価税	-	-	-	-	-	
法人特別税等	12	-	-	12	-	
地方消費税	3	33	-	36	-	
酒税	-	-	-	-	-	
徴収関係	-	20	-	20	-	
計	250	519	-	769	-	

### (2) 審査請求

区分	本年度要処理件数				計 ①
	前年度未決 繰越件数	本年度に請 求した件数	処分に係るもの	不作為に係るもの	
	件	件	件	件	件
申告所得税	174	147	-	-	321
源泉所得税	3	2	-	-	5
法人所得税	148	31	-	-	179
相続税	1	7	-	-	8
贈与税	3	4	-	-	7
消費税	96	41	-	-	137
有価証券取引税	-	-	-	-	-
地価税	4	-	-	-	4
法人特別税等	20	6	-	-	26
地方消費税	-	8	-	-	8
酒税	-	-	-	-	-
徴収関係	1	3	-	-	4
計	450	249	-	-	699

### (1)・(2) 共通

調査対象  
調査期間  
(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの  
平成11年4月1日から平成12年3月31日

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

1 **不作為**とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 **みなす審査請求**とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 **みなす取下げ**とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処理済件数									本年度未決
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	却全 部取消し 件数	一部 取消し 件数	一部 取消し 件数	変更 その他	計 ③	繰越件数 ①-②-③
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
6	40	11	216	2	57	-	332	152	
-	1	2	1	-	3	-	7	6	
-	10	3	11	-	9	-	33	4	
-	8	-	10	-	5	-	23	2	
-	-	-	-	-	3	-	3	-	
6	21	12	38	-	9	-	86	53	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	5	-	1	-	6	6	
-	1	4	12	-	-	-	17	19	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	8	3	5	-	-	-	16	4	
12	89	35	298	2	87	-	523	246	

本年度処理済件数									本年度未決
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	却全 部取消し 件数	一部 取消し 件数	一部 取消し 件数	変更 その他	計 ②	繰越件数 ①-②
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	5	-	116	-	2	-	123	198	
-	-	-	-	-	-	-	-	5	
-	1	3	70	9	17	-	100	79	
-	-	1	-	-	-	-	1	7	
-	-	-	3	-	-	-	3	4	
-	1	1	39	-	4	-	45	92	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	4	-	-	4	-	
-	-	-	6	-	4	-	10	16	
-	-	-	-	-	-	-	-	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	1	-	-	-	-	1	3	
-	7	6	234	13	27	-	287	412	

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

## 23 訴訟事件

### (1) 国側被告事件

区 分		前年度 未係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件数		
					取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計				
第 一 審	課 税 関 係	所 得 税	16	-	3	1	-	7	-	-	-	-	-	-	8	11	
		法 人 税	13	-	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	17	
		資 産 税	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		消 費 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		酒 税 他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	計	29	-	14	1	-	8	1	-	-	-	-	-	11	32		
第 二 審	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 民 事 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	29	-	14	1	-	8	1	-	-	-	-	-	11	32		
控 訴 審	課 税 関 係	所 得 税	2	-	6	1	-	2	-	-	-	-	-	-	3	5	
		法 人 税	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒 税 他	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	
	計	5	-	7	1	-	4	-	-	-	-	-	-	5	7		
控 訴 審	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
		そ の 他 民 事 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		簡 易 事 件	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
	計	6	-	7	1	-	5	-	-	-	-	-	-	6	7		

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成11年4月1日から平成12年3月31日

(注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事案についても1件とした。

区 分		前年度 末係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件数	
					取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差戻し	和 解	その他	計			
上 告	課 税 関 係	税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		所 法 資 源 酒 そ の 計	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		得 人 産 費 の 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税 税 税 税 税 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		税 税 税 税 税 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審 判	徴 収 関 係	行 政 事 件 止 償 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	
審 級 別 合 計	課 税 関 係	税	18	-	10	2	-	9	-	-	-	-	-	11	17	
		所 法 資 源 酒 そ の 計	15	-	7	-	-	3	1	-	-	-	-	4	18	
		得 人 産 費 の 計	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		税 税 税 税 税 他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		税 税 税 税 税 他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
審 判 合 計	徴 収 関 係	行 政 事 件 止 償 事 件	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	2	1	
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	35	-	22	2	-	13	1	-	-	-	1	17	40	
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
		行 執 損 害 の 他 民 事 計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
合 計		36	-	22	2	-	14	1	-	-	-	-	1	18	40	

用語の説明

- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
- 2 却下とは、控訴要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排訴されたものをいう。
- 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
- 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件(徴収関係)

区分	前年度 未係属 件数	事 件 区 分 の 変 更 等 の 調 整 件 数	本 年 度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本 年 度 未 係 属 件 数	
				取 下 げ 件 数	却 下 件 数	国 側 勝 訴 件 数	国 側 一 部 勝 訴 件 数	国 側 敗 訴 件 数	差 戻 し 件 数	和 解 件 数	そ の 他 件 数	計 件 数			
第 一 審	詐 名 債 そ の 簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	害 義 権 の 支 保 強 そ の 計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	行 変 取 民 命 処 執 の 計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	為 更 立 事 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4
	-	-	7	2	-	5	-	-	-	-	-	-	-	7	
控 訴 審	詐 名 債 そ の 簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	害 義 権 の 支 保 強 そ の 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	行 変 取 民 命 処 執 の 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	為 更 立 事 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 告 審	詐 名 債 そ の 簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	害 義 権 の 支 保 強 そ の 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	行 変 取 民 命 処 執 の 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	為 更 立 事 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審 級 別 合 計	詐 名 債 そ の 簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	害 義 権 の 支 保 強 そ の 計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	行 変 取 民 命 処 執 の 計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	為 更 立 事 令 分 行 他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4	
	-	-	7	2	-	5	-	-	-	-	-	-	7		

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件  
 調査期間 平成11年4月1日から平成12年3月31日

## 24 直接国税犯則事件

### (1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件						
	前年からの 繰越未決件数	本年の 起 訴 件 数	起 訴 件 数 の 合 計	左 の 内 訳			
				有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	4	1	5	4	-	-	1
法 人 税	4	3	7	3	-	-	4
合 計	8	4	12	7	-	-	5

調査期間 平成11年1月1日から平成11年12月31日

### (2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せら れたものの人員	罰 金	
		人 員	金 額
		人	千円
申告所得税	5	3	145,000
法 人 税	5	-	49,500
合 計	10	3	194,500

調査期間 平成11年1月1日から平成11年12月31日

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

### (3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税	
該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 2 3 8 条	外 4	第 1 5 9 条	外 3
第 2 4 4 条	1 -	第 1 6 4 条	3 -
合 計	1 4	合 計	3 3

(注) 1 この表は、「(3)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。  
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

## 25 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非 免 許 者		小 計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者					
要 処 理 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検	-	-	-	-	-	-	-	-
処	-	-	-	-	-	-	-	-
理	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
告 発 { 収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-	-
所 の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税			石 油 税			た ば こ 特 別 税
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	
要 処 理 件 数	件	件	件	件	件	件	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-
検	-	-	-	-	-	-	-
処	-	-	-	-	-	-	-
理	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-
告 発 { 収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-
所 の 他	-	-	-	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
2 税関分を含まない。





(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒				税			
	免 許 者		酒 類 販 売 業 者		非 免 許 者		計	
	外	件	外	件	外	件	外	件
要履行件数	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
履行等件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告不履行による告発	-	-	-	-	-	-	-	-
通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石			油			税			た				
	ほ	脱	犯	秩	序	犯	計	ほ	脱	犯	計	ほ	脱	犯
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
要履行件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
履行等件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通告不履行による告発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

調査対象 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 **不履行**とは、通告処分を履行しなかったものをいう。



(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒 母 も ろ み こ う じ 製 造 者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 5 4 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 5 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 8 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 9 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 0 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>合 計</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 2 7 条 第 1 項 第 1 号	-	第 2 4 条 第 1 項 第 1 号	-	第 2 8 条 第 1 項 第 1 号	-	第 2 8 条 第 1 項 第 1 号	-
第 2 7 条 第 1 項 第 2 号	-	第 2 4 条 第 1 項 第 2 号	-	第 2 8 条 第 1 項 第 2 号	-	第 2 8 条 第 1 項 第 2 号	-
第 2 8 条 第 1 号	-	第 2 5 条 第 1 号	-	第 2 9 条 第 1 号	-	第 2 9 条 第 1 号	-
第 2 8 条 第 2 号	-	第 2 5 条 第 2 号	-	第 2 9 条 第 2 号	-	第 2 9 条 第 2 号	-
第 2 8 条 第 3 号	-	第 2 6 条 第 1 号	-	第 2 9 条 第 3 号	-	第 3 0 条 第 1 号	-
第 2 9 条 第 1 号	-	第 2 6 条 第 2 号	-	第 3 0 条 第 1 号	-	第 3 0 条 第 2 号	-
第 2 9 条 第 2 号	-	第 2 6 条 第 3 号	-	第 3 0 条 第 2 号	-	第 3 0 条 第 3 号	-
第 2 9 条 第 3 号	-	第 2 6 条 第 4 号	-	第 3 0 条 第 3 号	-	第 3 0 条 第 4 号	-
第 2 9 条 第 4 号	-			第 3 0 条 第 4 号	-		
<b>合 計</b>	-	<b>合 計</b>	-	<b>合 計</b>	-	<b>合 計</b>	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 1 3 条 第 1 項	-	第 2 2 条 第 1 項 第 1 号	-
第 1 4 条 第 1 号	-	第 2 2 条 第 1 項 第 2 号	-
第 1 4 条 第 2 号	-	第 2 3 条	-
第 1 4 条 第 3 号	-	第 2 4 条	-
		第 2 5 条 第 1 号	-
		第 2 5 条 第 2 号	-
		第 2 5 条 第 3 号	-
		第 2 5 条 第 4 号	-
		第 2 6 条 第 1 号	-
		第 2 6 条 第 2 号	-
<b>合 計</b>	-	<b>合 計</b>	-

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。



## 26 税 理 士

### 税理士登録者数

区分	弁護士	公 会 計 士	認 士 合 格 者	試 験 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 7 年度	6	164	1,012	367	40	26	1,482	3,097	
8	6	166	1,019	383	37	22	1,439	3,072	
9	5	167	1,038	401	30	20	1,391	3,052	
10	5	167	1,058	432	24	19	1,333	3,038	
11	5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030	

調査時点  
用語の説明

平成12年3月31日

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。